

建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定についてのQ&A

(申請)

Q：認定を受けたい場合、工事着手前に申請し、認定を受ける必要がありますか。

A：建築物エネルギー消費性能向上計画の申請は、工事着手前に行ってください。当該建築物が適合性判定の対象とならず、容積率特例も受けない場合は、認定前に工事着手することは可能です。

(変更)

Q：認定建築主が変更になったときは、どのような手続きが必要ですか。

A：認定建築主の変更届を提出してください。

(容積率特例)

Q：低炭素認定と性能向上計画認定について、それぞれの容積率特例について教えてください。

A：容積率特例の上限については、低炭素認定住宅・建築物については延べ面積の5%ですが、性能向上計画認定住宅・建築物では延べ面積の10%になります。

Q：性能向上計画認定を受けたものについては、適合性判定や届出は免除されますか。

A：性能向上計画の認定を受けたものについては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条の適合性判定を受けなければいけないものについて、適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる特例があるため、あらためて適合性判定を受ける必要はありません。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条の届出をしなければいけないものについては、届出したものとみなされる特例があるため、あらためて届出をする必要はありません。